

自衛隊員の

身近な存在として

平田村自衛隊家族会の視察研修が8月27日、航空自衛隊松島基地で行われました。

この会は、国民の防衛意識の高揚や自衛隊に対する理解・協力・支援のために発足したもので、村出身自衛隊員の家族で構成されております。

当日は、松島基地航空祭が開催されており、ブルーインパルスを始めとする模擬飛行訓練や装備品等の展示などを視察しました。



道路ふれあい月間

「道の日」道路美化作業

平田建設業協力会など村内建設業12社による道路美化作業が8月10日、村内の道路沿線で行われました。この作業は、国土交通省が毎年8月1日から31日までの期間を「道路ふれあい月間」として定め、特に期間中8月10日の「道の日」には各地で道路に関する様々な行事が行われていることから、本村でも毎年10日前後に実施されているものです。

当日は、早朝から参加者による道路脇の草刈りやごみ拾いが行われ、きれいになった道路でお盆を迎えることができました。



9月26日(火) 移動献血車が来村します!

～輸血用の血液がたいへん不足しています～



献血の際は、新型コロナウイルスの感染防止のため、消毒、検温、換気等を、徹底して行う予定ですので、皆様のご協力をお願いします。また、献血協力者には後日、血液検査結果が直接届き、ご自身の健康状態の把握にお役立ていただけます。

なお、献血場所と時間は次のとおりです。



献 血 場 所	時 間
三進金属工業 (株) 福島工場	10:00～11:00
マーレエンジンコンポーネンツ ジャパン (株) 平田工場	11:45～12:30
平田村役場	14:00～15:00
ひらた中央病院	15:45～17:00

9月は「不法投棄防止強調月間」です！

不法投棄とは？

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反してごみを投棄することを「不法投棄」といいます。

ごみを捨てたり埋めたりするほか、ごみを放置しているような状態（不適正保管）も不法投棄に該当する場合があります。

たとえ、自分の土地であっても違法な行為です。

また、土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つように努めなければなりません。

罰則：不法投棄を行うと、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）に処せられます。

不法投棄を見つけたら通報を！

不法投棄は発見が遅れると環境汚染が拡大するおそれがあるほか、行為者の特定が難しくなる場合もあります。早期の段階でやめさせることが重要ですので、ためらわず県や市町村に通報してください。

※不法投棄者に接触することは大変危険ですので、
無理な写真撮影や声かけをしないでください。



通報はこちらへ

県中地方振興局 県民環境部 環境課 ☎024-935-1502
または 役場 住民課 ☎55-3112

9月20日～26日は動物愛護週間です

～動物は、愛情と責任を持って飼いましょう～

マナーをしっかり守って飼うようにしましょう。

1 犬の正しい飼い方について

(1) 犬を飼ったら、必ず“登録”と“狂犬病予防注射”を受けましょう。

(2) 名札、鑑札と注射済票などを犬に装着しましょう。

(鑑札、駐車済票番号で飼い主がわかります)

※済票の交付を受けてない場合は、役場へ来庁ください。

(3) 飼い犬を迷子にさせないでください。(リードや首輪の点検を定期的に行いましょう)

(4) 犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。

(5) ペットが逃げてしまったら、保健所、役場、警察等にすぐ連絡しましょう。

2 猫の正しい飼い方について

(1) 猫はできるだけ室内で飼いましょう。

(2) 飼い猫を迷子にさせないでください(名札をつけましょう)

(3) 野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。責任の取れないエサやりはやめてください。

3 動物がみだりに繁殖しないよう、不妊手術等適切な繁殖制限をしましょう。

4 動物の遺棄・虐待は犯罪です

(1) 愛護動物を遺棄・虐待した場合⇒100万円以下の罰金。

(2) 愛護動物を殺傷した場合⇒5年以下の懲役または500万円以下の罰金。

5 災害時のペット対策としてキャリーバッグ、フード、水、トイレ用品などを準備しておきましょう。

住民課 ☎55-3112

